

最高裁秘書第2760号

令和元年5月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2429号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年9月21日付け民事局第一課長、刑事局第三課長、行政局第一課長、家庭局第一課長、総務局第一課長事務連絡「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求訴訟に關し予告通知がされた場合の処理について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訃ろー01)

平成29年9月21日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成田晋司

最高裁判所事務総局刑事局第三課長 福島直之

最高裁判所事務総局行政局第一課長 小田真治

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤村智子

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平城文啓

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求訴訟に
関し予告通知がされた場合の処理について

(事務連絡)

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求訴訟に關し、相手
方から予告通知がされ、訴え提起前の証拠収集手続が利用されることがあります。
この場合の事務処理については、平成16年3月25日付け民事局第一課長、刑事
局第一課長、行政局第一課長、家庭局第一課長事務連絡「裁判所職員の事件処理上
の違法行為を理由とする国家賠償請求訴訟について」でお知らせしているところで
すが、平成29年7月3日付け最高裁民一第581号民事局長、刑事局長、行政局
長、家庭局長、総務局長通達「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする國
家賠償請求事件及び告知事件の報告等について」により、同年10月1日から、違
法行為を行ったとされている職員が当時所属していた裁判所の事務局総務課長が原
則として同通達上の連絡を担当する職員となることとなりますので、改めて下記の

事務処理について関係職員に周知していただくようよろしくお取り計らいください。

なお、相手方から、裁判部に対して予告通知の趣旨が含まれる書面が提出される例もありますので、周知の際には、裁判官も含めた関係職員にも周知していただき、事務処理に遗漏のないよう御留意ください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。

記

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求訴訟において、相手方から予告通知が法務大臣宛てに送付されたときは、法務省又は担当法務局から、各庁に対し、その旨の通知がされるとともに、当該事案に係る事実関係についての調査を依頼されることになることから、直ちに対応する。

また、相手方から、各庁に対し、直接予告通知が送付されたときは、直ちに、最寄りの法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に連絡する。なお、この中には、記載内容の判然としないものや裁判所の所管する事務以外の内容に係るもののが含まれていることも考えられるが、そのような場合であっても、同様に連絡する。